

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 株式会社トーニチコンサルタント

業者の住所 : 東京都渋谷区本町 1 - 1 3 - 3

2. 競争参加停止措置期間 : 2026 年 2 月 26 日 ~ 2026 年 4 月 25 日

(2か月)

3. 事 実 概 要 :

株式会社トーニチコンサルタントは、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社トーニチコンサルタントが独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「阪神高速道路(株)競争参加停止等取扱要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1 ~ 3 略	
4 近畿地区の地域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。 5 ~ 15 略	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 丸栄調査設計株式会社

業者の住所 : 三重県松阪市大町 102-2

2. 競争参加停止措置期間 : 2026 年 2 月 26 日 ~ 2026 年 6 月 25 日
(4か月)

3. 事 実 概 要 :

丸栄調査設計株式会社は、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

丸栄調査設計株式会社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「阪神高速道路(株)競争参加停止等取扱要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1～3 略 4 近畿地区の地域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。 5～15 略	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 大日コンサルタント株式会社

業者の住所 : 岐阜県岐阜市藪田南 3-1-21

2. 競争参加停止措置期間 : 2026 年 2 月 26 日 ~ 2026 年 4 月 25 日
(2か月)

3. 事 実 概 要 :

大日コンサルタント株式会社は、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

大日コンサルタント株式会社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「阪神高速道路(株)競争参加停止等取扱要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1～3 略 4 近畿地区の地域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。 5～15 略	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 日本交通技術株式会社

業者の住所 : 東京都台東区上野 7-11-1

2. 競争参加停止措置期間 : 2026 年 2 月 26 日 ~ 2026 年 6 月 25 日
(4 か月)

3. 事 実 概 要 :

日本交通技術株式会社は、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

日本交通技術株式会社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「阪神高速道路(株)競争参加停止等取扱要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1～3 略 4 近畿地区の地域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。 5～15 略	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内